宇和島地区広域事務組合規則公布第８号

宇和島地区広域事務組合会計管理者事務の専決に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 11 月１日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡　原　文　彰

規則第８号

宇和島地区広域事務組合会計管理者事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和８年 11 月１日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡　原　文　彰

宇和島地区広域事務組合会計管理者事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合会計管理者事務の専決に関する規則（昭和 52 年規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（代決） 第４条　出納室長は、会計管理者不在のとき、その権限に属する事務を代決する。ただし、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの若しくは緊急やむを得ないものに限る。 ２　出納室長が不在のときは、あらかじめ会計管理者が指定した者が、出納室長の専決事務につきその事務を代決する。	

附　則

この規則は、令和８年 11 月１日から施行する。